

# 事務局説明資料

# ①新型コロナウイルス感染症対策 を踏まえた課題

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的大規模かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的大規模かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 1. 体制整備等

#### (1) 行動計画の作成等の体制整備

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
  - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(登録事業者※)の従業員等に対する先行的予防接種の実施
- ※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

### 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的大規模かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

### 2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
  - ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
  - ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
  - ④ 緊急物資の運送の要請・指示
  - ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
  - ⑥ 埋葬・火葬の特例
  - ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
  - ⑧ 行政上の申請期限の延長等
  - ⑨ 政府関係金融機関等による融資
- 等



## 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における都道府県の役割

### 厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHO等との連携

#### 政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

#### 都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

#### <市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

### 新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

新型インフルエンザ等緊急事態措置

#### <国>

- まん延の防止に関する措置
  - ・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
  - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
  - ・特定物資の売渡しの要請・収用

#### <都道府県>

- まん延の防止に関する措置
  - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
  - ・病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
  - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
  - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
  - ・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

#### 市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
  - ・住民に対する予防接種

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

## 【新型インフルエンザ等対策特別措置法】

- 特措法第24条第9項に基づく協力要請及び同法第45条第2項に基づく要請について、特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設以外（ホテル・旅館（集会施設を除く部分）、観光地の駐車場等）に対しては、施設の使用制限・停止に係る要請はできないとされる。【特措法、国事務連絡による】
- ①特措法第24条第9項に基づく業種や類型毎の協力要請（※）、②同法第45条第2項に基づく要請、③同条第3項の規定に基づく指示という、段階的な実施を行うこととされている。【基本的対処方針による】  
※7月17日付けの事務連絡により、個々の事業者や施設の管理者等に要請を行っても差し支えないこととされたが、施設の使用制限・停止に係る要請は、当面、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない者に対して行われることが想定されている。
- 特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限・停止に係る要請及び同条第3項に基づく指示を行う際、国への事前協議が義務付けられている。また、同法第24条第9項に基づく協力要請を行う場合も同様に、国への事前協議が義務付けられている。【基本的対処方針による】
- 特措法第24条第9項に基づく協力要請をはじめ、特措法に基づく都道府県知事の権限が、法令ではなく基本的対処方針や事務連絡によって限定されている。
- 都道府県知事が行う協力要請や休業要請の実効性を担保する法的措置がない。

## 【感染症法】

- 保健所が行う積極的疫学調査や自宅待機の要請に対する協力が得られないケースがある。
- 患者情報は医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告されることとなっており、保健所設置自治体の区域における患者情報が都道府県に情報が集約されない。

# 参考条文等①

## ●新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)(抄)

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2～8 (略)

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(事務の区分)

第七十四条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## ●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)(抄)

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

一～十四 (略)

## ●新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抄)

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (3)まん延防止

#### 3)施設の使用制限等(前述した催物(イベント等)の開催制限、後述する学校等を除く)

① 特定警戒都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等にあたっては、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

特定警戒都道府県は、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及び感染の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。(後略)

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。

(中略)

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

(後略)

## ●緊急事態宣言に伴う事業者への要請等に係る留意事項等について(令和2年4月10日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)

(抄)

### 2. 特措法第24条第9項と第45条第2項の整理について

(前略)

特定都道府県知事が行う法第24条第9項に基づく施設の使用制限・停止に係る要請については当該特定都道府県知事の判断により行われるものであるが、その際、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号。以下「施行令」という。)第11条第1項各号に掲げる施設を対象としており、それ以外の施設は、施設の使用制限・停止に係る要請の対象としていない(また、このことは、緊急事態が宣言されているかどうかにかかわらず)ことに留意すること。

(後略)

# 参考条文等③

●第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について(令和2年4月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)(抄)

## 1. 特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示の対象

特措法第45条第2項及び第3項の規定に基づく要請及び指示は、施設を管理する者等に対して行われるものであり、使用制限等の対象も個別の施設となる。また、当該要請及び指示に伴う特措法第45条第4項の公表も、特定可能な個別の施設名等を広く周知することにより、当該施設に行かないようにするという合理的行動を確保することを考え方の基本としている。

したがって、第1段階として特措法第24条第9項の規定に基づく協力の要請を業種や類型毎に行ったのち、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として特措法第45条第2項の規定に基づく要請、次いで同条第3項の規定に基づく指示を個別の施設の管理者等に対して行い、その対象となった個別の施設名等を公表するものとする。(後略)

●感染が拡大している都道府県におえる対応について(令和2年7月17日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)(抄)

## 4. 特措法第24条第9項に基づく要請の対象

特措法第24条第9項に基づく要請の対象については、新型インフルエンザ等対策ガイドライン中「IV まん延防止に関するガイドライン」や「第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について」(令和2年4月23日付け事務連絡)等において、業種や類型毎に行うこととしているが、これについて、現下の感染状況の下でより実効性のある対応を行うことができるよう、個々の事業者や施設の管理者等に要請を行っても差えない。(中略)

また、特措法第24条第9項に基づく個別の施設の使用制限・停止に係る要請は、当面、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない者に対して行われることを想定している点に留意すること。

●地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

(関与の法定主義)

第二百四十五条の二 普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

(関与の基本原則)

第二百四十五条の三 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

2～6 (略)

(処理基準)

第二百四十五条の九 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよべき基準を定めることができる。

2～4 (略)

5 第一項から第三項までの規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

## ②国と地方のパートナーシップ

## 【第1回研究会】 着眼点(事務局案)(抜粋)

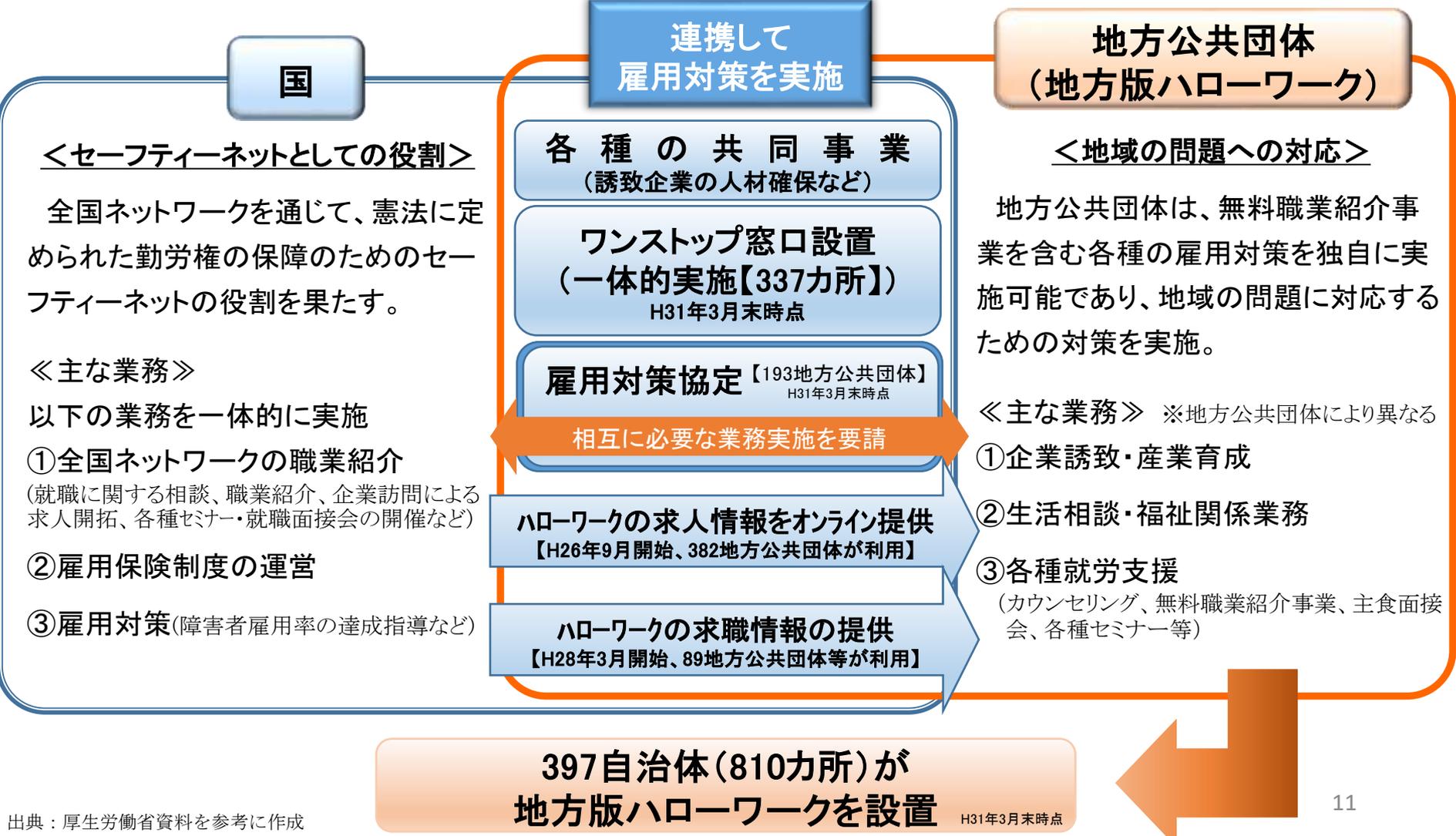
- 国や地方を取り巻く環境は、第1次・第2次分権改革の時代から大きく変容し、憲法改正に向けた議論喚起が国政レベルでなされている中、国、県、市町村の相互の連携手法として、公立ハローワーク等のパートナーシップがスタートしているが、新たなハイブリッド型行政サービスの展開が考えられるのではないか。
- 少子高齢化や人口減少等によって生じる様々な課題に対して、国・地方が連携し、地域の実情を踏まえた効果的な施策を展開していくことが、今後より一層重要となってくるが、その制度的担保として、立法過程に地方はどのように関与していくべきか。またその実現にはどのような手法が考えられるのか。

⇒ 国・都道府県・市町村が連携した取組や、国と地方の協議が様々な分野・形態で増えてきているが、その要因は何か。

⇒ 今後、こうした取組をさらに広げていくことが必要か。その際、都道府県にはどのような役割が求められるか。

○ 第6次地方分権一括法により、「地方版ハローワーク」制度が創設され、雇用対策における国と地方の連携が進展。

（国と地方の役割分担・連携のイメージ）



出典：厚生労働省資料を参考に作成

～**県内全市（鳥取・倉吉・米子・境港）と東京・関西に県立ハローワークを開設。**  
**全県域の総合的な地方版ハローワークは全国初～**

- ◆JR鳥取駅、ショッピングセンターなど住民に身近な施設でサービス提供
- ◆「若者・女性・中高年者の就業活躍」「I J Uターン就職」「企業支援」など相談重視型のマッチング  
⇒「出張県立ハローワーク」、子育て世代や高齢者といった方々を対象とした「子育て応援求人」「生涯現役求人」等の特色あるサービスを展開。

**県立鳥取ハローワーク開設式**

期日：平成30年6月30日（土）  
場所：県立鳥取ハローワーク  
（JR鳥取駅構内）



**各種企業説明会**

働きたい女性を応援会社説明会  
参加企業：4社 参加者：48人  
いきいきシニアお仕事探し説明会  
参加企業：4社 参加者：42人



**【人手不足対策の強化】**

- ◆**マッチングを促進「合同企業説明会の開催」**  
「観光サービス・運輸・介護など人材不足感の強い業種」「女性や高齢者等の活躍」などテーマ性のある合同企業説明会を開催し、マッチングを促進。

鳥取ものづくり企業合同説明会  
参加企業：約20社  
参加者：62人



- ◆**ビジネス人材確保の取組**

鳥取企業スタディツアー

・都市部大企業のビジネス人材等19名参加

「鳥取で週1副社長」のサイト募集

・14社16求人に1,363名応募

**【国との連携強化】**

- ◆**雇用対策協定の締結**

求職者の就職の促進と県内企業の人材育成・確保支援を図るため、平成29年6月、鳥取労働局と鳥取県で「鳥取県雇用対策協定」を締結。

協定で取り組む事業内容

- ・県立HWの開設及び運営の支援
- ・働き方改革の推進 など

県立HWと国HWの相互連携

- ・求人に係る詳細な情報提供
- ・求人の不受理に関する迅速な情報提供
- ・県立HW職員の研修実施 など



- 国と自治体だけでなく、交通事業者や利用者も一体となり、「地域公共交通会議」において、地域ニーズにあった地域公共交通（乗合バス）の運行形態を協議。

## 地域公共交通会議

### 【主宰者】

市区町村（複数市区町村協働、都道府県も可）

### 【構成員】

市区町村、都道府県、地方運輸局（又は支局）、旅客自動車運送事業者（又はその団体）、住民代表、利用者代表、学識経験者 等（地域の実情に応じて構成）

### 【目的】

- ・地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態（市町村運営バスの必要性を含む）、サービス水準、運賃等について協議。必要に応じて、例えば地域の交通計画を策定
- ・輸送の安全、旅客の利便の確保方策等を説明（地方運輸局において審査）

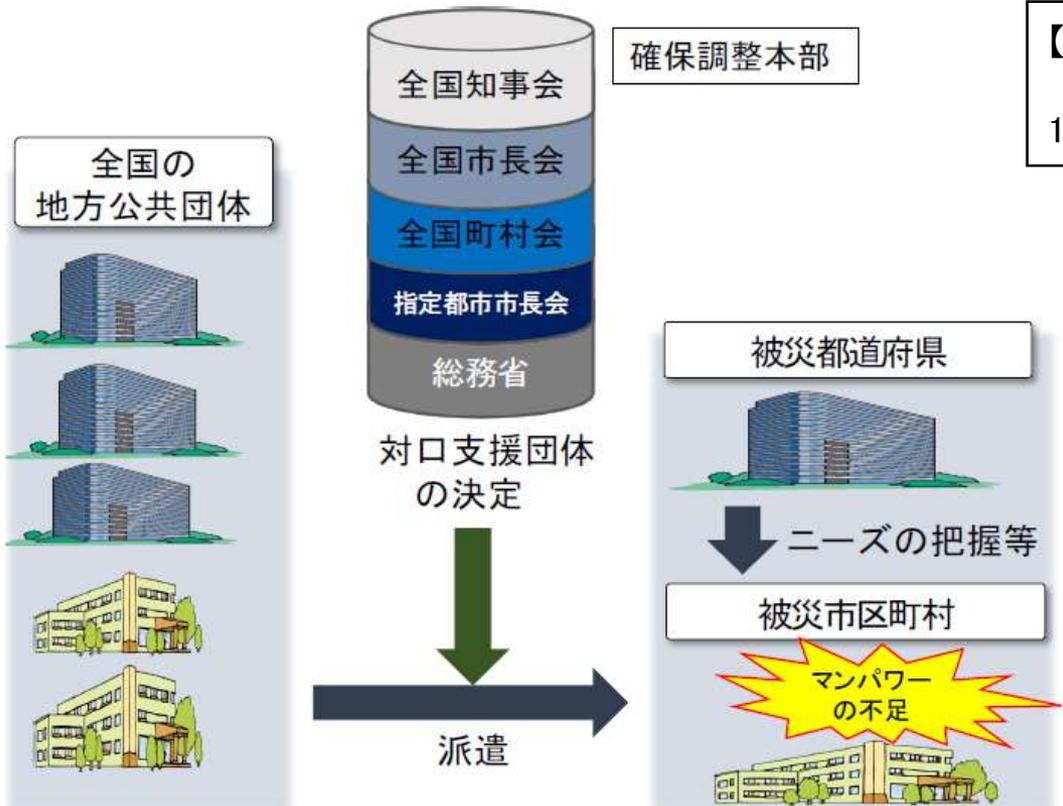
地域公共交通会議で  
協議が整った場合

## 効果

- 運賃認可の届出化 ※通常は国土交通省による認可
- 路線の新設・変更に関する認可の迅速化（30日前までの提出） ※通常は2か月前までに提出
- オンデマンド運行（区域運行・路線不定期運行）の実施
- 地域特性や路線特性等に即した車両の使用（大型タクシー車両など）

# 災害時における応援職員派遣（被災市区町村応援職員確保システム）

- 平成30年3月に「被災市区町村応援職員確保システム」を構築し、国（総務省）・都道府県・市町村が連携して被災地へ応援職員を派遣。
- 平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨などの災害において、被災地へ応援職員を派遣。



【令和2年7月豪雨における人的支援】  
熊本県内の8市町村に対し、11自治体から延べ1,177人の応援職員を派遣（7/19時点）



平成30年7月豪雨時の様子  
（広島県庁で、総務省・全国知事会・各関係自治体が対応を協議）

- ・ 被災地域ブロック内を中心とした都道府県及び指定都市が原則として1対1で被災市区町村を担当し、応援職員を派遣する「対口支援方式」で支援を実施。
- ・ これまで5つの災害（H30：2、R元：3）に同システムを適用し、被災市町村へ応援職員を派遣。（R2年3月現在）

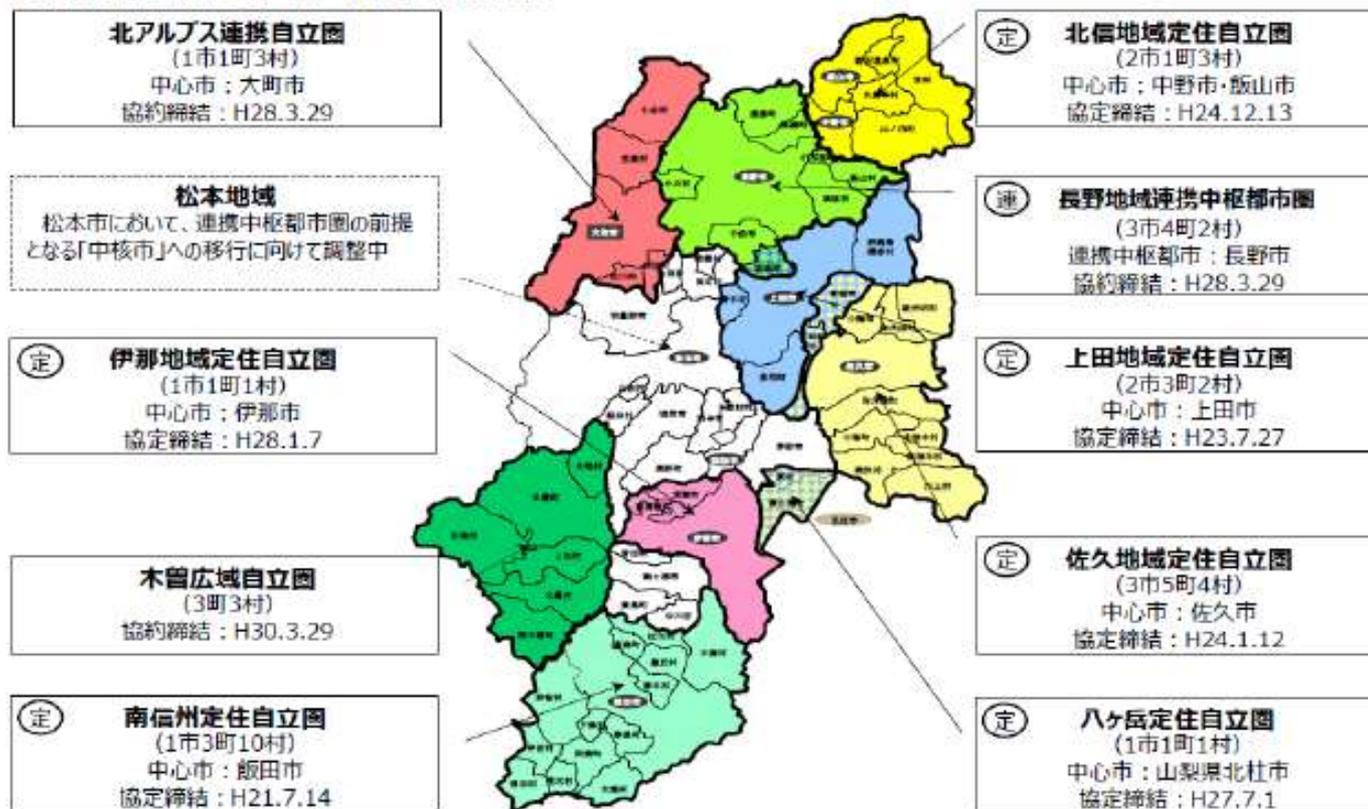
## 都道府県による市町村間の広域連携の促進①

第32次地方制度調査会  
第11回専門小委員会資料  
を一部加工

○ 長野県では、核となる都市がないため、定住自立圏・連携中枢都市圏を形成することができない地域においても、専任職員の配置など、県の積極的な補完・支援により、独自の圏域行政が行われている。

連携中枢都市圏・定住自立圏等の形成状況

※ (連) は連携中枢都市圏、(定) は定住自立圏を指す。



✓ 国の制度の対象とならない大北・木曾地域では、新たな広域連携の仕組み（北アルプス連携自立圏、木曾広域自立圏）を形成し、県独自の支援を実施

## 都道府県による補完・支援の取組②（「奈良モデル」）

第32次地方制度調査会  
第21回専門小委員会資料  
を一部加工

- 一部の県では、県が、市町村の役割を代わって担うのではなく、県と市町村が一体となって行政サービスを提供する柔軟な取組が見られる。
- 奈良県では、「奈良モデル」として、県と市町村が連携して、行政の効率化や地域の活力の維持・向上を図り、地域にとって最適な地方行政の仕組みを目指す取組を実施。

### 背景

- ・ H20年10月、県と市町村の連携による効率的な行政運営の検討を開始。
- ・ H21年4月、知事と市町村長が一堂に会して意見交換を行う「奈良県・市町村長サミット」を開始。以後、年6回程度実施。

### これまでに成果のあった主な取組

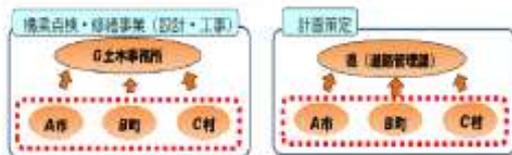
#### ① 県技術職員による支援



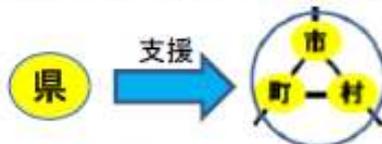
#### ★道路施設

#### 維持管理業務の支援

- ・市町村の技術職員の減少（12町村の土木技術職員が0人）を受け、県から技術支援を実施。
- ・まず点検を実施し（15/39市町村が県に委託）、全市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定が完了（32/39市町村が県に委託）。

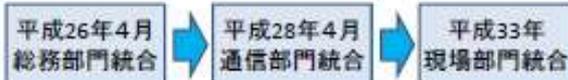


#### ② 市町村間の広域連携を県が支援



#### ★消防の広域化

- ・広域化推進計画の策定等において県が強いリーダーシップを発揮し、人的支援、財政措置も実施。
- ・11消防本部（39市町村のうち37市町村）が1つに統合（一部事務組合）。
- ・組織は、総務部門→通信部門→現場部門と段階的に統合予定。



#### ③ 県と市町村が協働で事業実施



#### ★過疎地域における

#### 広域医療体制の整備

- ・12市町村と県が構成員となって一部事務組合を設立し、3つの公立病院を、救急医療を中心に担う病院と、療養期を中心に担う2つの病院に再編整備。
- ・9つのへき地診療所と連携し、地域医療サービスの充実も図る。



# 全国初！ 県と市町村による連携協約の締結

協議会

地方自治法 第252 条の2の2

日野地区連携・共同協議会

県

日南町

日野町

江府町

日野地区連携・共同協議会

会長

委員

委員

委員



鳥取県日野郡

機動性・柔軟性に  
欠ける面あり

- 平成22年7月、県及び日野郡3町による事務の連携管理、共同執行により、行政サービスの維持、向上等を促進し、諸課題の解決を図るため設立。
- 消費者行政、障がい者雇用、道路の維持管理・除雪、鳥獣被害防止等の分野における住民サービス向上等多くの成果をあげた。

移行〔平成27年7月1日～〕

連携協約

地方自治法第252の2

連携協約の意義・活用のメリット

日野郡  
ふるさと広域  
連携協約

日南町

県

日野町

江府町

- ◎別組織を作らない、より簡素で機動的・効率的な仕組み
- ◎1対1で協約を締結し、協約が積み重なること(レイヤー構造)で、協議会等と同様の効果



○新たな課題に対しても、適時に検討・協議し、機動的に対応することが可能になる。

- 例) ・道の駅を拠点とした3町の特産品開発・加工・販売  
・滞納整理      ・共同調達

## 広域防災

関西全体の連携で防災力を高め住民の安全と安心をもたらします！

- 「関西防災・減災プラン」及び「関西広域応援・受援実施要綱」の充実・発展
- 大規模広域災害を想定した広域対応の推進
- 災害時の物資供給の円滑化の推進
- 関西広域応援訓練の実施
- 防災分野の人材育成



## 広域観光・文化・スポーツ振興

戦略的な観光・文化・スポーツ振興で、さらに魅力ある関西を創出します！

- 「関西観光・文化振興計画」の戦略的推進
- 「東京オリンピック・パラリンピック」や「ワールドマスターズゲームズ2021関西」などに向けた観光の取組の推進
- 多様な広域観光の展開による関西への誘客
- 戦略的なプロモーションの展開
- 官民が一体となった広域連携DMOの取組の推進
- 関西文化の振興と国内外への魅力発信
- 連携交流による関西文化の一層の向上
- 「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催支援
- 「生涯スポーツ先進地域関西」の実現
- 「スポーツの聖地関西」の実現
- 「スポーツツーリズム先進地域関西」の実現



## 広域産業振興

戦略的に産業政策を進め、イノベーションが生まれる関西を目指します！

- 「関西広域産業ビジョン」の着実な推進
- 関西のポテンシャル発信・強化
- 関西の優位性を活かしたイノベーション創出環境・機能の強化
- 高付加価値化による中堅・中小企業等の成長支援
- 個性豊かな地域の魅力を活かした地域経済の活性化
- 関西を支える人材の確保・育成
- 「関西広域農林水産業ビジョン」の着実な推進
- 地産地消運動の推進による域内消費拡大
- 食文化の海外発信による需要拡大
- 国内外への農林水産物の販路拡大
- 都市との交流による農山漁村の活性化と多面的機能の保全



## 広域医療

関西全体を「4次医療圏」と位置づけ、「安全・安心の医療圏“関西”」の実現を目指します！

- 「関西広域救急医療連携計画」の推進
- ドクターヘリの活用等による広域救急医療体制の充実
- 災害時における広域医療体制の強化
- 課題解決に向けた広域医療体制の構築



## 広域環境保全

関西全体で広域の環境保全に取り組み、「環境先進地域“関西”」を目指します！

- 「関西広域環境保全計画」の推進
- 再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進
- 自然共生型社会づくりの推進
- 循環型社会づくりの推進
- 環境人材育成の推進



## 資格試験・免許等

資格試験・免許等の一元化により、事務の効率化を目指します！

- 准看護師・調理師・製薬衛生師試験の実施、免許交付等
- 毒物劇物取扱者・登録販売者試験の実施



## 広域職員研修

広域的な視点を持つ職員を育成し、業務執行能力の向上を図ります！

- 政策形成能力研修の実施
- 構成団体主催研修への相互参加(団体連携型研修)
- インターネットを活用した研修の実施等、研修効率化の取組



## 「令和3年度 国の予算編成等に対する提案(令和2年7月 関西広域連合)」(抜粋)

- 国と地方の関係の再構築
  - ・国と地方の役割分担の明確化
  - ・地方分権に関する抜本的な議論の実施 など
- 国からの事務・権限移譲の推進
  - ・提案募集方式の見直し(広域連合への権限移譲の検討等)
  - ・地方分権改革の新たな推進手法の提案  
(権限移譲に係る「地方分権特区」の導入、国と関西広域連合との共同事務処理の推進等) など
- 広域連合制度の充実
  - ・国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大 など

# 国と地方の協議の場（概要）

○ 平成16年8月、地方六団体は、政府に対して「国庫補助負担金等に関する改革案」を提示※し、その前提として地方の意見が確実に反映されることを担保するため、**国と地方の協議機関を設置**することを求めた。

⇒14回開催（H16.9.14～H17.12.1）

※ 平成16年6月、政府が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定し、「三位一体の改革」に関連して、地方公共団体に対して国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請したことに対する対応。

○ 平成21年10月、地方分権改革推進委員会は、「第3次勧告」において、**国と地方の協議の場の法制化を勧告**した。

○ 平成21年11月、国と地方の協議の場の法制化に先立ち、**実質的な協議の場として「国と地方の協議」を開催**。

⇒6回開催（H21.11.16～H22.12.16）

○ 平成23年4月、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方が協議を行う「国と地方の協議の場」について定める**「国と地方の協議の場に関する法律」が成立**。

## 実績

「国と地方の協議の場」の開催

- ・ 平成23年度… 3回 + 臨時会合 5回 + **分科会（社会保障・税一体改革）4回**
- ・ 平成24年度… 3回 + 臨時会合 1回
- ・ 平成25年度… 3回
- ）
- 令和元年度…… 年3回 + 臨時会合 1回

H23年11月、社会保障・税一体改革について必要な調査・検討を行う**「社会保障・税一体改革分科会」が設置される**。

○ 全国知事会から、国と地方の協議の場に分科会の設置など制度面の充実を求めている。

## <地方分権改革の推進について(令和2年6月4日)>

「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設けるなど、国と地方が実質的に協議を行う仕組みを強化すること。併せて、国と地方の協議の場については、地方からの開催申し出に対する応諾義務や協議結果の遵守義務など、制度面でのさらなる充実を図ること。

# 国と地方の協議の場（類似の協議体の事例）

## 国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（平成22年度～）

<趣 旨> 国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策、運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割分担のあり方について協議。

<構成員> 厚生労働省政務三役、全国知事会、全国市長会、全国町村会



国民健康保険の都道府県単位化と併せて実施される財政支援の拡充につながった。

## 確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場（平成27年度）

<趣 旨> 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、確保すべき農用地等の面積目標及び都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項を協議。

<構成員> 農林水産副大臣、全国知事会、全国市長会、全国町村会



国・地方双方が納得できる、確保すべき農用地等面積目標設定につながった。

## 教育の無償化に関する国と地方の協議（平成30年度～）

<趣 旨> 平成31年度からスタートする幼児教育・高等教育の無償化に向け、財源負担及び事務手続き等に関し、国と地方の役割分担について議論。

<構成員> 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣、全国知事会、全国市長会、全国町村会

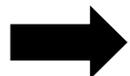


国と地方の負担割合の見直しや円滑な実施に向けた継続した協議につながった。

## 地域医療確保に関する国と地方の協議の場（令和元年度～）

<趣 旨> 2025年の地域医療構想の実現に向け、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含め総合的な医療提供体制構築に対し、国と地方が共通の認識をもって取組を進める。

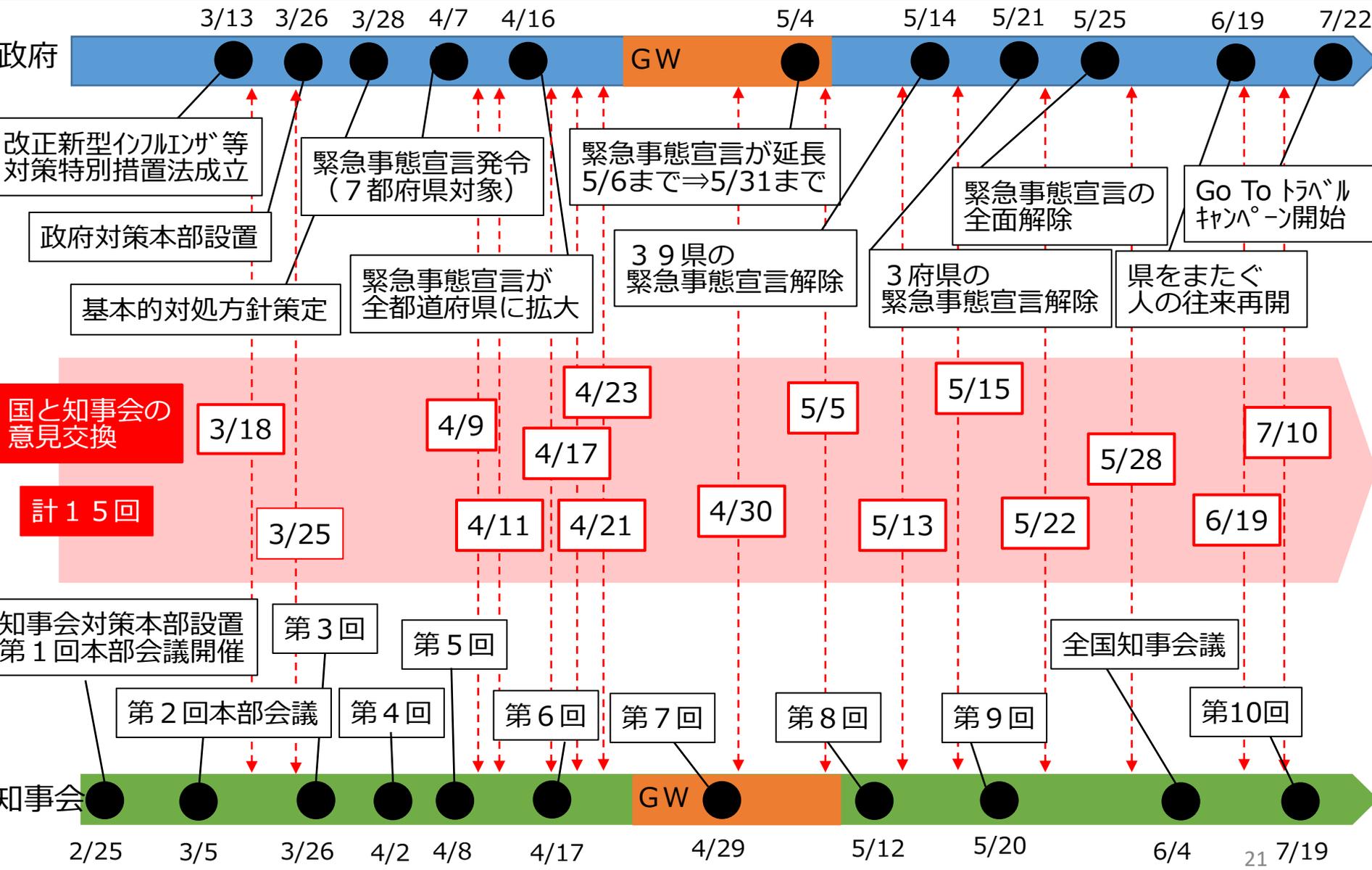
<構成員> 厚生労働副大臣、総務副大臣、全国知事会、全国市長会、全国町村会



公立・公的病院再検証期限の延期、民間病院診療データの提示、新たな財政支援措置につながった。

# 新型コロナウイルス感染症対策の経過

○ 新型ウイルス感染症対策に当たり、政府と全国知事会の意見交換を計15回開催。



- 国と全国知事会の度重なる意見交換を経て、地方の意見が政府の方針に反映されることにつながった。

## 3/18 西村内閣府特命担当大臣と全国知事会の意見交換

全国知事会  
緊急提言

感染被害を最小限に抑えるため、国・地方が連携して強力な対策を実行できるよう、早急に政府対策本部を設置し、基本的対処方針の策定を求める。

政府の対応

3/26 政府対策本部の設置、3/28 基本的対処方針の策定

## 4/30 西村内閣府特命担当大臣と全国知事会の意見交換

全国知事会  
緊急提言

一部地域の緊急事態宣言解除は人の動きが生じることから、全都道府県を対象とする緊急事態宣言延長を求める。

政府の対応

5/4 全都道府県を対象に緊急事態宣言が延長(5/6まで⇒5/31まで)

## 5/5 西村内閣府特命担当大臣と全国知事会の意見交換

全国知事会  
緊急提言

緊急事態宣言の一部地域解除の場合でも、県をまたいだ移動は必要な場合を除いて行わないよう呼びかけることを求める。

政府の対応

5/14 39県の緊急事態宣言解除  
⇒同日の安倍総理会見で「少なくとも5月中は県をまたいだ移動は可能な限り控えていただきたい」の発言。